

最大
¥2,000

自転車用ヘルメットの 購入費用を助成をします

対象となる方

村上市内在住の方（全年齢）
※市税などを滞納している人は除きます

申請期間

令和6年10月1日～令和7年3月31日
※予算の上限に達した場合、期間中であっても
助成を終了することがあります。

助成額

購入金額の1/2
（上限2,000円）

※使用者1人につき1回1個限り
※購入時のポイント利用や値引き、
付属品、送料などヘルメット本体
以外に係る経費は除く

助成対象のヘルメット

令和6年10月1日以降に購入したもので、以下のいずれかの認証マークがついている新品の自転車用ヘルメット（未使用品を含む中古品、オークション、個人売買、譲渡等で取得したものは対象外）

SGマーク（一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したもの）

JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟が適合することを認証したもの）

CEマーク[EN1078 が記載のもの]（欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したもの）

GSマーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したもの）

CPSCマーク[1203が記載のもの]（米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したもの）

認証マーク例



SGマーク



公認

JCFマーク



推奨



CEマーク

県内で自転車乗車中に交通事故で亡くなった方の
うち半数以上が頭部に致命傷を負っています。
自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、自転車に乗る
全ての人にヘルメット着用が努力義務化されました。

問い合わせ：村上市役所 市民課 生活人権室
☎0254-53-3363（直通）



助成金の申請から交付までの流れ

- 1 店舗等で助成対象となる新品のヘルメットを購入する。
 - ・領収証等(ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類)を受け取ってください。
- 2 村上市自転車用ヘルメット購入助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、領収証等を添付し受付窓口を持参または郵送。(令和7年3月31日必着)
- 3 申請受付後、助成金交付の可否を決定し郵送で通知します。
- 4 助成金が指定口座に振り込まれます。

申請方法（窓口・郵送・電子申請）

以下の1～4を受付窓口へ持参するか、郵送してください。(電子申請も可能です)

- 1 村上市自転車用ヘルメット購入助成金交付申請書兼請求書
- 2 購入日や品名、購入金額などが記載されたレシートや領収書の写し
- 3 認証マークが確認できるもの(ヘルメットの認証マークが分かる写真や保証書の写しなど)
- 4 申請者が助成金を受け取るための、金融機関口座を確認できる書類の写し(通帳やキャッシュカードなど、金融機関・口座番号・口座名義(カナ)を確認できる部分の写しをご用意ください。)

受付窓口：村上市役所 市民課 生活人権室 または
各支所 地域振興課 市民生活室

郵送先：〒958-8501 村上市三之町1番1号 市民課生活人権室

※申請書は市の受付窓口または、
市ホームページから取得できます。
(<https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/25/zitensyayouherumetto.html>)



村上市自転車用ヘルメット購入助成金



市ホームページ
二次元バーコード

※電子申請による申請はこちら
(https://apply.e-tumo.jp/city-murakami-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14236)

- 以下に該当する方は電子申請ができません。
- ・申請者が未成年者で保護者などの同意が必要
 - ・申請者と異なる口座名義に振込を希望



村上市電子申請システム



電子申請
二次元バーコード

「自転車安全利用五則」を守って、 安全運転に努めましょう。

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

